

## うつのみや親善大使 派遣要綱

### (目的)

第1条 うつのみや親善大使の派遣は、宇都宮の PR 及び宇都宮市の発展に寄与することを目的としていることから、公共性の強い事業を中心に積極的かつ広範囲に参加する。

### (派遣申請)

第2条 派遣申請があった場合は、次により手続きを行う。

- (ア) 派遣申請者は、指定の申請書に必要事項を記入し、行事企画書とともに原則として派遣要請日の前々月の末日までに事務局に提出する。
- (イ) 申請書受理後、速やかに主管団体にて派遣事業の可否について検討する。
- (ウ) 派遣事業としての決定後、担当委員会にてうつのみや親善大使と日程調整のうえ、派遣要請への回答を申請者に行う。
- (エ) うつのみや親善大使の派遣は、直近の審査にて選ばれた者を優先とすることを原則とする。なお、事業内容によりこれと異なる場合には、その都度協議のうえ決定する。

### (派遣時間)

第3条 うつのみや親善大使の派遣時間は、原則として午前9時より午後5時までの時間内とする。

- (ア) 派遣要請の希望時間が、事業等の内容により前項の時間外の場合は、その都度協議のうえ決定する。

### (謝金)

第4条 派遣謝金は原則一人当たり10,000円とする。なお、短時間の派遣謝金は別途協議する。

- (ア) 支払い方法は、派遣後1週間以内に事務局に現金で支払うか、請求書に記載された指定の口座に振り込む。
- (イ) 公共的団体等が主催する事業および主管団体が必要と認めた事業については、別途協議の上、派遣謝礼を減額、または免除することがある。

### (交通費及び宿泊費等)

第5条 派遣場所が宇都宮市内の場合は、特別な場合を除き交通費は不要とする。

- (ア) 派遣場所が市外の場合についての交通費及び宿泊費（宿泊を要する場合）は、原則として申請者による実費負担とする。

### (保険)

第6条 うつのみや親善大使に対する保険は、内規で指定した範囲で事務局にて加入しているが、事業内容等により申請者に別途保険加入していただくことがある。

### (食事)

第7条 派遣時間内に昼食時を挟む場合は、原則として申請者側が用意する。

### (服装)

第8条 派遣するうつのみや親善大使の服装は、原則主管団体が指定したものを着用する。

- (ア) 事業内容により、上記以外の服装を着用する場合には、事前に協議のうえ了解をえること。なお、この場合の諸経費は申請者側負担とする。

### (その他)

第9条 その他派遣に関する条件は次の通りとする。

- (ア) 申請者は、派遣される、うつのみや親善大使が使用する駐車場及び控え室等事務局からの要請に対してできる限り配慮する。
- (イ) 派遣当日のうつのみや親善大使への指示者を明確にし、事前打ち合わせをする。
- (ウ) 派遣申請書の内容等に変更が生じた場合は、速やかに事務局へ連絡を行い協議をする。
- (エ) この派遣要綱に規定された以外の条件等に関して、申請者より申し出があった場合には、宇都宮商工会議所青年部において協議決定する。

<附則>この派遣要綱は、平成25年8月20日より実施する。

平成26年6月1日一部改正